

OCN契約者に対する「Amazon Music Unlimited」の販売に関する規約

【現改比較表】2023年5月25日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

～2023年5月31日	2023年6月1日～
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>第1章</p> <p>第1条～第2条 (略)</p>
<p>第3条 本規約の変更</p> <p>当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(https://www.ntr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p>2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本規約に基づき当社が販売したAmazon Music Unlimitedを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</p>	<p>第3条 本規約の変更</p> <p>当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(https://www.ntr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p>2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本規約に基づき当社が販売したAmazon Music Unlimitedを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</p> <p><u>3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</u></p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>第2章～第3章 (略)</p>	<p>第2章～第3章 (略)</p>

<p>第4章 雑則</p> <p>第16条 免責</p> <p><u>当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。</u>また、契約者は、Amazon Music Unlimitedの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任<u>も</u>負担させないものとします。</p> <p>2 当社は、Amazon Music Unlimitedの利用により生じる結果について、契約者に対し、Amazon Music Unlimitedの<u>提供</u>に必要な<u>設備の不具合</u>、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分<u>又はその他の原因を問わず</u>、責任<u>も</u>負わないものとします。</p> <p>3 <u>本規約</u>に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が<u>本規約</u>に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>	<p>第4章 雑則</p> <p>第16条 免責</p> <p><u>当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものと</u> <u>し、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。</u>また、契約者は、Amazon Music Unlimitedの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任<u>を</u>負担させないものとします。</p> <p>2 当社は、Amazon Music Unlimitedの利用により生じる結果について、契約者に対し、Amazon Music Unlimitedの<u>利用</u>に必要な<u>契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合</u>、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分<u>等、当社の責めに帰すべき事由がない場合</u>、責任<u>を</u>負わないものとします。</p> <p>3 <u>第1項の定め</u>に拘わらず、本規約に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、<u>第1項の規定は適用されないものとしますが、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為により契約者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害及び特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）</u>については責任を負わず、かつ、当社は、Amazon Music Unlimitedの<u>6ヶ月分の利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとします。</u></p> <p>4 <u>第2項</u>に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>
<p>第17条～第21条 （略）</p>	<p>第17条～第21条 （略）</p>
<p>料金表 （略）</p>	<p>料金表 （略）</p>

附 則（令和5年5月17日 レパN第009600000399-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。